

L AUCTION 規約

～L オク～

【運営会社】株式会社 蔵王

L AUCTION ～Lオーク～ 規約

本規約は、株式会社蔵王（以下「当社」といいます。）が主催するL AUCTION（以下「本オークション」といいます。）における酒類（以下「商品」といいます。）の取引に関する詳細を定めるものです。

本オークションで商品売をすることを希望する者（以下「出品者」といいます。）、本オークションにおいて入札に参加する者（以下「参加希望者」といいます。）及び商品を落札した者（以下「落札者」といいます。）その他本オークションの参加者は、本規約を遵守しなければならず、本規約に同意した上で、当社への出品の申込み又は会員資格を取得するものとします。

一. 商品、WEBカタログ、下見会

第1条（取扱商品）

当社は、酒類販売媒介業免許を取得しており、本オークションにおいて、ウイスキー、ブランデー等を中心とする酒類の売買を媒介します。

第2条（取引主体及び商品の状態）

- 1 本オークションにおいて成立する売買は、出品者と落札者の間の契約です。
- 2 出品者は、商品を現状有姿のまま販売するものとし、商品の品質、容器、ケース、ラベル等のシミ、キズその他の瑕疵、欠陥等（以下「瑕疵等」といいます。）について、第18条に基づく場合を除き、一切責任を負いません。また、商品の中には、製造から相当年月の経過したビンテージ古酒も含まれており、必ずしも飲料用としての目的で販売されているものではない場合もあることから、落札者を含め、本オークションに参加する者は、商品の状態について経年相応の変化があり得ること、品質については、いかなる場合であっても異議等の対象にならないことを十分理解したうえで、本オークションに参加するものとします。
- 3 当社は、出品者と落札者の間の売買契約を媒介するものであり、商品の瑕疵等に関する責任は一切負いません。

第3条（WEBカタログ）

- 1 当社は、当社のホームページ上に、本オークションに出品予定の商品の画像、解説、説明等の参考情報（以下「WEBカタログ」といいます。）を掲載します。
- 2 WEBカタログに表示された画像、解説、説明は、あくまで参加希望者の参考情報として記載されるものであり、参加希望者は、自らの判断、責任に基づいて商品の買受けを申込むものとします。
- 3 当社は、WEBカタログに掲載される一切の情報について、当該表示の正確性、商品の瑕疵、欠陥についての記載の誤りについて一切の責任を負いません。

4 WEBカタログ記載の解説、説明は、予告なく変更されることがあります。この変更は、本オークションの会場（以下「会場」といいます。）における書面による掲示により、又は本オークションの主宰者（以下「オークショニア」といいます。）が商品の競売に着手する直前に口頭によりなされ、変更がなされた場合は、変更された内容により競売がなされたものとみなします。

第4条（下見会）

- 1 当社は、本オークション開催日の前日までに、会場において、参加希望者が商品の下見を行うための展覧会（以下「下見会」といいます。）を開催します。
- 2 下見会への入場を希望する者は、事前に、次条に定める会員登録を行わなければなりません。もっとも、当社は、当社の任意の裁量により、下見会への入場に限り、会員登録を求めない場合があります。
- 3 当社は、下見会に入場を希望する者に対し、氏名その他身分を明らかにするため、又は会員資格の有無を確認するために、運転免許証やパスポート等の顔写真入りの身分証明書等の提示を求めることができ、下見会に入場を希望する者は、当該指示に従わなければなりません。
- 4 当社は、当社の任意の裁量に基づき、第8条第2項に定める条件（なお、本項においては、第8条第2項に定める条件のうち、「本オークション」とあるのは、「下見会」に読み替えて適用するものとする。）に該当する場合その他下見会の運営に支障を来すと判断した場合には、当該下見会の参加者の会場への入場をお断りし、又は下見会の参加者に会場からの退場を求めることがあり、その場合、下見会の参加者は、直ちに当社の指示に従わなければならないものとします。
- 5 当社は、次条に定める会員登録を行っている者に限り、インターネットでも、商品の下見が可能となるサービスを提供します。ただし、通信障害等何らかの事情により当該サービスを提供できない場合においても、当社は一切責任を負いません。また、インターネットによる下見に提供される情報についても、前条に定めるWEBカタログと同様の規定が適用されるものとします。
- 6 当社は、下見（前項に定めるインターネットによる方法の場合も含まれます。）の際における商品の状態と、本オークションにおける落札後引渡時における商品の状態との差異について一切責任を負いません。

二. 入札への参加

第5条（会員資格）

- 1 出品者及び参加希望者は、予め、本規約に同意した上で、当社所定の様式により、住所、氏名及び電子メールアドレス等の連絡先等の情報（法人の場合は、法人名、所在地、代表者名及び連絡先等）を登録し（以下「会員登録」といいます。）、本オークションの

会員資格を取得する必要があります。なお、次項第2号に定める免許、資格等が必要な方については、会員登録時において、当該免許等を保有していることを示す免許証の写し等の提出が必要です。

2 以下の条件（以下「会員登録拒否事由」といいます。）に該当する場合は会員登録を行うことはできません。なお、会員登録拒否事由に該当しない場合であっても、当社は、当社の裁量により、会員登録が不適切であると判断した場合は、会員登録をお断りする場合があります。

(1) 未成年者

(2) 本オークションにおける商品の売買又は落札者となった後の商品の取扱いについて、酒税法上の免許その他の法令上要求される免許、資格等を保有していない方

(3) 第32条第1項に定義する暴力団員等に該当する方

(4) 既に会員登録を行っている方

(5) 過去、会員資格を喪失した方

3 会員は、住所、連絡先、銀行口座番号その他会員登録時の記載事項に変更があった場合は、速やかに当社に変更後の内容を届け出なければなりません。

第6条（入会金、会費）

1 会員資格を取得するためには、当社に対し、事前に、当社所定の入会金を支払わなければなりません。

2 会員は、当社に対し、毎年、当社所定期間及び金額の会費を支払わなければなりません。

3 前2項の入会金及び会費は、随時変更する可能性があります。

第7条（入札参加方法）

1 入札への参加方法は、本オークションの前日の当社指定時間までの事前のインターネットによる入札（以下「WEB入札」といいます。）又は本オークション当日の会場での入札（以下「会場入札」といいます。）のいずれかによるものとします。

2 会場入札による参加の場合、入札参加者は、参加費として、入場時に3000円をお支払いいただきます。

第8条（会場入札）

1 オークション会場へは、原則として、本オークションの会員又はその代理人若しくは使者に限り入場することができます。なお、代理人に本オークションへ参加させる場合は、事前に本人による自署のある委任状（本規約に基づく手続を含む本オークションに関する一切の権限を委任する旨を明記した委任状に限る。）を提出しなければなりません。

2 本オークションの当日会場に入場する者は、受付にて、会員資格の有無を確認するために、運転免許証やパスポート等の顔写真入りの身分証明書等を呈示して、当社による会員資格の確認を受けなければなりません。なお、当社は、当社の任意の裁量に基づき、会員であっても、以下の条件に該当する場合その他本オークションの運営に支障を来た

すと判断した場合には、当該会員の会場への入場をお断りし、若しくは会場からの退場を求めることがあり、その場合、参加希望者は、直ちに当社の指示に従っていただきます。

- (1) 酒気を帯びており、本オークションに正常に参加できないと当社が判断した方
- (2) 第5条第2項に記載された会員登録拒否事由に該当すると当社が判断した方
- (3) 本規約や当社の指示に従わない方
- (4) 暴力行為や威嚇行為を行う方
- (5) 危険物や動物その他本オークションの実施の妨げとなる物を本オークション会場に持ち込もうとした方
- (6) 他の会員の本オークションへの参加を妨げる行為をする方
- (7) 他人を誹謗中傷し、または痴漢、露出等の公序良俗に反する行為をする方
- (8) 本オークション会場内又は近隣場所において、商行為、営業活動、布教活動、政治活動等を行う方
- (9) 体調のすぐれない方
- (10) その他、当社が利用を不適切であると判断した方

3 当社は、円滑なオークション進行を図るために、当社独自の判断により理由を告げず、すべての入場者に対して会場への入場を拒否する権利を有します。

4 本オークションは、競り売り方式で行われます。会場入札の場合、買受けの申出は、当日当社が配布した当社指定のパドルを挙げることにより行われます。パドルは本オークション終了時まで、必ず受付にご返却ください。

5 入札参加者は、当社が指定するオークションニアに対し、会場における自由な裁量によるオークションの運営を一任するものとします。これは、競り売りにおけるスタート価格の決定、競り上がり価格の幅の決定、落札者の決定、買受申出の拒否、会場への入場の許否、退場等オークションの運営に関する一切の事項の裁量を指し、入札参加者を含む関係者は全てオークションニアの裁定に従わなければなりません。

6 競売は、原則としてWEBカタログに記載した商品の番号順に行われますが、当社は、事前の通知なく、当社の任意の裁量に基づき、予定した商品の競売を撤回又は中止することがあり、または、同一の番号の複数の商品を分割して競売に付したり、任意の組み合わせで複数の番号の商品を一括して競売に付することがあります。

7 落札者は、商品番号1件につき、落札価額の8%を手数料（以下「落札手数料」といいます。）を当社に支払うものとします。競売における買受けの申出額は、落札手数料及び落札手数料に対する消費税並びに送料を含まない価額で行われるものとし、買受けの申出をする者は、売買成立の際は、落札価額に落札手数料及び落札手数料に対する消費税並びに送料を加えた合計額（以下「商品代金等」といいます。）を支払うべきことについて、予め十分理解及び同意した上で、本オークションに参加するものとします。なお、落札手数料の割合は、本オークションごとに随時改定される可能性があり、本オークシ

ョン開催時に告知された落札手数料（本オークション開催時に会場で告知された落札手数料を指し、WEB入札による入札参加者にも同様に適用されるものとします。）が本項に定める落札手数料と異なる場合は、当該告知された落札手数料が優先されるものとします。

- 8 オークションは、出品者が第21条第3項に規定する最低売却価格（指値）を指定した場合、最低売却価格を超える買受けの申出の可能性がある限り、買受けの申出を募るものとします。
- 9 買受けの申出をした者は、買受けの申出を撤回することはできず、より高額な買受けの申出（以下「高額申出」といいます。）があった場合でも、当該買受けの申出の効力は失効しません。ただし、オークションがこれを拒否したとき、最低売却価格に達せず競売が終了したとき、又はオークションが再競売に付したときは、この限りではありません。
- 10 買受けの申出を行った者は、自ら申し出た買受金額に拘束されるものとし、オークションから拒否等されることなく当該買受けの申出額で落札に至った場合は、自らの申出額で商品を購入する義務を負います。
- 11 高額申出がオークションに拒否される等して全て無効となった場合、又は第13条第1項に基づき、落札者から支払期限内に商品代金等の支払いがなされず、高額申出に基づく売買契約が無効となった場合は、次順位となる高額な申出を行った買受申出人は、自らの申出額で商品を購入する義務を負います。なお、次順位以降の高額な申出を行った買受申出人による買受申出が無効等になった場合も同様とします。

第9条（WEB入札）

- 1 本オークション当日に会場入札ができない者に限り、インターネットにより、買受けの申出をすることができます。
- 2 WEB入札によって入札に参加することを希望する者は、本オークションの前日の当社が指定する時間までに、当社ホームページ上の当社所定のフォームにより、会員情報、商品番号、買受けの申出の最高限度額（落札手数料及び落札手数料に対する消費税並びに送料を含まない額。以下同じ。）を明記して、買受けを申し出るものとします。なお、買受けの申出の最高限度額の記載のない申出は当然に無効とします。
- 3 当社は、WEB入札による買受けの申出については、本オークション当日に会場で買受けの申出がなされたものとみなし、本オークションを実施します。なお、WEB入札による買受けの申出の取扱い方法は、当社の任意の判断に基づく裁量によって行うものとします。この場合、前条第9項から第11項までの規定を準用します。
- 4 同一の商品に対し、同一の額を買受けの申出の最高限度額とする複数のWEB入札による買受けの申出があった場合は、先に買受けの申出を行った者が優先することとします。
- 5 手違いその他理由のいかんを問わず、WEB入札による買受けの申出が競売において

執行されなかった場合においても、当社は、一切の責任を負いません。

- 6 WEB入札によって入札に参加する者は、WEB入札による買受けの申出において、金額入力時の桁違い等の入力誤りその他の操作の誤りがないように細心の注意を払うものとし、当社は、落札者が決まってから、本来意図していなかった商品を落札し又は意図していなかった金額で買受を申し出た（落札の有無を問いません。）旨のお申し入れには、一切対応できません。WEB入札によって入札に参加する者は、本規約に基づいて落札者として決定された場合、いかなる理由をもって、支払義務等の落札者としての義務を免れるものではありません。

三 落札

第10条（落札者の決定）

- 1 オークションニアが、第21条第3項に定める最低売却価格（指値）がある場合は当該金額を超える金額であり、最高額での入札者と認定した参加者が落札者となります。オークションニアはハンマーを打ち下ろして落札者を決定します。この時点で、商品の出品者と落札者との間で、落札者が当社の指定する支払期限までに商品代金等を支払わないことを解除条件として当該商品の売買契約が成立します。
- 2 落札代金及び落札者の決定過程について、当社はいかなるクレームも受け付けません。

第11条（落札者への通知）

- 1 当社は、落札者の決定後、落札者に対し、会場入札参加者である場合は会場で、WEB入札参加者である場合はFAX又は電子メールにて、落札した商品の番号、落札代金等の金額、支払期限及び支払方法を記載した計算書を発行します。
- 2 前項の計算書の発行を受けた落札者は、確認後速やかに、計算書の写しに自署した上で（代理人による場合は、代理人である旨を明記したうえで、代理人の自署による場合も認めます。）、会場入札参加者である場合はその場で当社に交付する方法で、WEB入札参加者である場合はFAX又は電子メールにて当社に返送する方法で、計算書を当社に渡さなければなりません。

第12条（商品代金等の支払い）

落札者は、当社に対し、商品代金等を前条の計算書に記載の支払期限までに、日本円により、現金払い又は当社の指定する銀行口座に振り込む方法により支払わなければなりません。なお、クレジットカードでの支払いはできず、振込手数料その他支払いに要する費用は、落札者が負担するものとします。

第13条（商品代金等が支払われなかった場合等の取扱い）

- 1 第10条第1項により商品の売買契約が成立した場合であっても、以下に定める事由が発生した場合、出品者と当該落札者との間の売買契約は無効になります。
 - (1) 落札者の行方が不明である場合や、会員登録時に登録されていたFAX番号や電子

メールアドレスが無効又は不明である場合等、理由の如何を問わず、第11条第1項に基づく計算書を落札者が受領したと認められないとき

- (2) 第11条第1項に基づいて、当社から計算書を交付されてから3日以内に、同条第2項に定める落札者の自署のある計算書を当社に渡さないとき
- (3) 落札者から、第12条の計算書に記載の支払期限までに商品代金等の全額が支払われなかったとき
- (4) 売買契約成立後、落札者による入札その他本オークションへの参加手続等に不正があることや、会員登録拒否事由が存在することが判明する等、当社が売買契約の成立を不適切であると認めたとき

2 前項により、第10条第1項により成立した売買契約が無効となった場合、当社は、当社の任意の判断に基づく裁量により、当該落札者の次に高額の買受けの申出をした者を落札者（以下「次順位の落札者」といいます。）として新たに決定することができ、当該決定により、商品の出品者と次順位の落札者との間で、第10条第1項と同様の売買契約が成立します。本項に基づいて成立した当該売買契約についても本規約の定めが適用されるものとし、当該売買契約が無効になった場合についても、同様とします。

第14条（未払いの落札者に対するペナルティ）

落札者が支払期限内に商品代金等を全額支払わないときは、次の各号の定めにしたがうものとします。

- (1) 当社は、未払いの落札者が預託金を預け入れている場合、当該預託金について、違約金として落札価額の8%を差し引いて返金することができます。
- (2) 当社は、未払いの落札者の会員資格を剥奪することができます。

四 所有権の移転、引渡し、危険負担

第15条（所有権の移転）

落札者が商品代金等の支払いを完了し、かつ、当社が商品を落札者に引渡したときに、商品の所有権は落札者に移転するものとし、それまでは、商品の所有権は出品者に帰属するものとします。

第16条（引渡し）

- 1 当社は、落札者から商品代金等の全額の前払いがあったことを確認した後、当社の10営業日以内に、商品を落札者に発送します。
- 2 商品の落札者への引渡しにかかる送料は、落札者の負担とします。

第17条（危険負担）

- 1 商品の滅失、紛失、盗難、毀損、汚損といった危険については、第15条に基づく落札者への所有権の移転前は出品者が負うものとし、落札者への所有権移転後は落札者が負うものとします。落札者への引渡し完了以前にこれらの事由が生じた場合において、

当社が既に落札者から商品代金等の支払いを受けている場合、当社は落札者に対し、当該商品代金等を返金します。

- 2 前項の定めにかかわらず、商品の滅失、紛失、盗難、毀損、汚損が、当社における商品の保管中に当社の故意又は重過失により生じた場合は、当社は、出品者に対し、当社が付保する損害保険契約から填補される保険金額の限度で賠償する責を負います。

五 異議申立て

第18条（異議申立て）

- 1 落札者は、商品の受領後3日以内に限り、落札した商品に外形上明らかな瑕疵（商品を判別できない程度の容器の破損や汚れ等）があることや、偽物であることが明らかなことを理由とする場合にのみ、異議を述べるができるものとし、出品者は商品の返還と引き換えに商品代金及び送料の返金に応じるものとし、当社は落札手数料を返金するものとし、なお、落札者の異議が正当であるか否かの判断は、当社の任意の裁量に基づいて判断するものとし、出品者及び落札者は、当社の判断に一切異議を述べられないものとし、
- 2 当社は、落札者から前項に基づく異議に関する請求のために出品者とやり取りする必要がある旨の申出を受け、出品者の住所、氏名、連絡先等の開示を求められた場合、当社の任意の判断に基づく判断により、落札者に対して、当該情報を開示することができます。

六 出品

第19条（出品者資格）

出品者が酒類販売業、代理業等を営む者である場合など、出品者は、継続的に商品を出品し販売を行う場合は、酒類販売業免許（販売形態に応じて、酒類小売業免許又は酒類卸売業免許）その他法令上必要と認められる免許や資格等を取得していなければなりません。

第20条（出品条件）

当社は、次の各号の商品については、出品を受け付けないものとし、

- (1) 開封済みの商品
- (2) 偽物の商品。
- (3) その他当社が本オークションで競売の対象とするには不適當であると認めた商品。

第21条（出品）

- 1 当社に対して、本オークションに基づく商品の売却の媒介を依頼しようとする者は、当社所定の方法で当社所定の時期までに本オークションへの出品を申込みものとし、
- 2 出品者は、当社に対し、出品に係る商品について完全な所有権を有すること又は完全

な所有権を有する者から販売委託の権限を与えられていることを保証します。

- 3 出品者は、商品を出品するにあたり、成行出品（最低売却価格〔指値〕を定めず、買受申出価格の多寡にかかわらず、最高額の買受申出額で売買契約を締結する方法。）とするか、指値出品（最低売却価格〔指値〕を定め、当該最低売却価格以上の買受申出があった場合で、かつ最高額の買受申出額で売買契約を締結する方法。）とするか選択することができます。なお、指値出品による方法を選択する場合、最低売却価格は、日本円で3万円以上の金額を設定するものとします。
- 4 当社は、最低売却価格が設定された場合は、当社及び出品者間において別段の合意がなされたときを除いて、最低売却価格を下回る価額で商品を売却しません。
- 5 出品者は、当社に対して出品に係る商品を預けた後は、商品の出品を取り止めることができません。

第22条（指定場所への配送）

- 1 出品者は、商品を当社の指示に従った方法で、当社指定の日までに到着するよう当社の指定する場所宛てに配送しなければなりません。
- 2 前項に基づく商品の配送は、出品者が自己の責任と費用負担で行うものとし、配送の過程で発生した商品の破損等は、出品者の負担とします。

第23条（WEBカタログへの掲載）

- 1 当社は、出品者から送付された商品について、写真を撮影する等して本オークションに出品予定の商品の紹介のためのWEBカタログを作成します。
- 2 WEBカタログの作成、編集について、掲載する情報の表示、写真の掲載方法、商品番号の付与、掲載順等に関する一切の権限は、当社に帰属し、出品者には事前閲覧の権限はありません。
- 3 当社がWEBカタログへの掲載用に撮影した商品の写真の著作権は、当社に帰属し、当社は、当該写真及び商品情報を、当該商品の落札の有無にかかわらず、将来にわたり無償かつ自由に利用、加工等することができ、出品者は一切異議を述べることはできません。

第24条（出品手数料）

出品者は、出品者が出品した商品について落札者（次順位落札者を含みます。）から商品代金等が支払われた場合、1商品につき、落札価額の8%（ただし、落札価額が3万円以下の場合は15%）の手数料（以下「出品手数料」といいます。消費税等別途）を当社に支払うものとします。なお、出品手数料の割合は、本オークションごとに随時改定される可能性があり、出品申込時に当社が告知した出品手数料が本項に定める出品手数料と異なる場合は、当該告知された出品手数料が優先されるものとします。

第25条（未落札品の返送）

- 1 本オークションに出品したものの、落札されなかった商品（買受申出がなかった場合、最低落札価格を上回る買受申出がなされなかった場合、売買契約が成立したが、その後

に無効となった場合を含みます。以下「未落札品」といいます。)は、本オークション終了後、出品者に返送するものとします。

- 2 未落札品の返送にかかる費用は、指値出品の場合は出品者負担とし、成行出品の場合は当社負担とします。
- 3 未落札品の保管又は返送時に発生した商品の破損等は、当社の故意又は重過失による場合でない限り、出品者の負担とします。

第26条 (送金)

- 1 当社は、落札者から商品代金等が支払われた後、落札価額から出品手数料及び出品手数料に対する消費税並びに返送にかかる送料(落札された商品以外に、指値出品した未落札品がある場合のみ)を控除した残額を、落札者からの商品代金等の入金確認後、10営業日以内に出品者の指定する銀行口座宛に振込送金する方法により送金します。なお、振込手数料は出品者の負担とします。
- 2 前項にかかわらず、当社は、落札者へ商品を引渡してから3日間が経過するまでの間、前項の送金を停止することができるものとします。

第27条 (賠償額の制限)

当社が出品者に対して何らかの理由で損害賠償責任を負う場合、その賠償額は当社が付保する損害保険契約から填補される保険金額の範囲内に限られるものとします。

七 その他

第28条 (会員資格の喪失)

- 1 会員は、次の場合に、自動的にその資格を喪失します。
 - (1) (個人の場合の)死亡
 - (2) (法人の場合の)解散、清算、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、任意整理手続、特定調停、その他これらに類似する倒産手続又は債務整理手続(裁判外紛争解決制度による債務整理手続を含みます。)に着手した場合
 - (3) 本条第2項に基づく退会
 - (4) 本条第3項に基づく除名
- 2 会員は、いつでも、当社所定の書面等による申出を行うことによって、会員を退会することができます。ただし、入会金や会費、落札価格、落札手数料等その他本オークションに基づいて支払うべき未払金がある場合は、かかる未払金を完納するまで退会の申出を行うことができません。
- 3 会員について次の各号のいずれかに該当する行為があった場合、当社は、任意の裁量に基づく判断により、当該会員を除名することができ、これにより当該会員は会員資格を喪失します。
 - (1) 本規約および諸規則に違反したとき
 - (2) 会員登録拒否事由に該当することが判明したとき

- (3) 入会金や会費、落札価格、落札手数料等その他本オークションに基づいて支払うべき金員を支払わないとき
- (4) 第8条第2項に基づき、本オークション会場への入場を拒否される、又は退場を命じられる行為があったとき
- (5) 他の会員に著しい迷惑となる行為があったとき
- (6) 会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

第29条（個人情報の収集・利用・提供および登録に関する同意）

会員は登録申込み時に会員が記入する住所、氏名及び電子メールアドレス等の連絡先等のうち、個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）の収集・利用・提供および登録に関し、次の内容に同意するものとします。

- (1) 当社は、個人情報を本規約に従い本オークションの運営に利用します。なお、運営業務には、本オークションの開催案内を含め、その他の各種ご案内の送付を含みます。
- (2) 当社は、会員に対してより良好なサービスを提供するために、個人情報のうち特定個人を識別することができない方法により個人情報を統計データとして開示することがあります。
- (3) 前号に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には個人情報を第三者に開示することがあります。
- (4) 当社は、個人情報保護方針を定め、適切かつ厳重に管理します。

第30条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することができるものとし、この変更は、オークションが競売の日における最初の商品の競売に着手する直前に口頭で述べること及び当社のホームページに掲示する方法のいずれか早い方によって行い、その変更はその時から効力を発します。

第31条（債権の譲渡等の禁止）

出品者、参加希望者及び落札者は、本規約に基づく当社に対する権利、義務及び地位を、当社の事前の書面による承諾なく譲渡することができず、また担保に供することはできません。

第32条（不可抗力）

当社は、本オークションに関し発生した損害が天災地変、内乱、騒乱及びその他の不測の事態等、当社の責によらずに生じた場合は、一切の損害賠償の義務を負わないものとし、

第33条（反社会的勢力の排除）

- 1 出品者、参加希望者及び落札者は、自己及び自己の役員等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらの者を「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号

のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 出品者、参加希望者及び落札者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、出品者、参加希望者又は落札者が前各項の確約に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに該当者との取引の全部若しくは一部を停止し、又は該当者との契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、該当者に対して何ら説明し又は開示する義務を負わないものとし、取引の停止又は契約の解約に起因し又は関連して該当者に損害等が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものとします。
- 4 出品者、参加希望者又は落札者が第1項又は第2項の確約に反したことにより当社が損害を被った場合、該当者はその損害を賠償する義務を負うことを確約します。

第34条（準拠法）

本規約は、日本法を準拠法とします。

第35条（合意管轄）

本規約及び本オークションに関連する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

第36条（預託金）

- 1 落札額が特に高額になることが予想される商品として当社が指定する商品（以下「指定商品」といいます。）については、事前に当社が指定する預託金を当社の指定する方法で預け入れていただくことを入札の条件とします。
- 2 前項の預託金は、第8条第1項の会場入札による参加の場合は、当社指定の日時まで当社指定の口座に振り込むか又は本オークション当日に受付にて現金で交付する方法により預け入れるものとし、第8条第1項のWEB入札による参加の場合は、当社指定の日時まで当社指定の口座に振り込む方法によるものとし、当社において預託金の預け入れを確認できない場合、指定商品についての入札に参加していただくことはできません。
- 3 会場入札による参加の場合、当社は、預託金の預託者に対し、指定商品用のパドル（番号を記載した札）をお渡しします。
- 4 預託金の預託者が商品（指定商品に限りません。）を落札した場合、預託金は落札代金の一部に充当するものとし、預託金の預託者について、商品の落札がなかった場合、又は落札代金に充当しても余りが生じた場合、当社は、預託金の全部又は一部を本オークションの開催後10営業日以内に預託者の指定する口座に振込送金する方法により返金します。なお、返金時の振込手数料は預託者の負担とし、また、預託金の返金までの間、預託金に利息は生じないものとし、